

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 産業医の職務の追加

産業医の職務に、心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「検査」という。）の実施並びに検査の結果に基づく面接指導（以下「面接指導」という。）の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関することを追加すること。

二 検査及び面接指導に係る規定の整備

1 事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次に掲げる事項について2に規定する医師等による検査を行わなければならないものとする。

- (一) 職場における当該労働者の心理的な負担の原因に関する項目
- (二) 当該労働者の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
- (三) 職場における他の労働者による当該労働者への支援に関する項目

2 検査の実施者は、医師、保健師又は検査を行うために必要な知識についての研修であつて厚生労働

大臣が定めるものを修了した看護師若しくは精神保健福祉士（以下「医師等」という。）とすること。ただし、検査を受ける労働者について解雇、昇進又は異動に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者は、検査の実施の事務に従事してはならないものとする。

3 事業者は、検査を受けた労働者の同意を得て、医師等から検査の結果の提供を受けた場合には、当該検査の結果の記録を作成し、これを五年間保存しなければならないものとする。また、検査を受けた労働者の同意が得られない場合には、医師等による当該検査の結果の記録の作成の事務及び当該検査の実施の事務に従事した者による当該記録の保存の事務が適切に行われるよう、必要な措置を講じなければならないものとする。

4 3の労働者の同意の取得は、書面又は電磁的記録によらなければならないものとする。

5 事業者は、医師等に、検査の結果を当該事業場の一定規模の集団ごとに集計させ、その結果について分析させるよう努めるとともに、当該分析の結果を勘案し、必要があると認めるときは、当該集団の労働者の実情を考慮して、適切な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

6 面接指導の対象となる労働者の要件は、検査の結果、心理的な負担の程度が高い者であって、面接

指導を受ける必要があると当該検査を行った医師等が認めたものであることとする。

7 検査を行った医師等は、6の要件に該当する労働者に対して、申出を行うよう勧奨することができるものとする。

8 医師は、面接指導を行うに当たっては、当該労働者の勤務の状況及び心理的な負担の状況等について確認を行うものとする。

9 事業者は、面接指導の結果の記録を作成し、これを五年間保存しなければならないものとする。

10 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、一年以内ごとに一回、定期に、検査及び面接指導の結果の報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないものとする。

### 三 特別安全衛生改善計画に係る規定の整備

1 特別安全衛生改善計画の対象となる重大な労働災害は、労働災害のうち、次のいずれかに該当するものとする。

(一) 労働者が死亡したもの

(二) 労働者が負傷し、又は疾病にかかったことにより、労働者災害補償保険法施行規則別表第一の障

害等級の第一級から第七級までのいずれかの障害が生じたもの又は生じるおそれのあるもの

2 重大な労働災害の再発を防止するため厚生労働大臣が特別安全衛生改善計画の作成の指示をすることができるときは、次のいずれにも該当する場合とすること。

(一) 重大な労働災害を発生させた事業者が、当該重大な労働災害を発生させた日から起算して三年以内に、当該重大な労働災害が発生した事業場以外の実業場において、当該重大な労働災害と同様の重大な労働災害を発生させた場合

(二) (一)の事業者が発生させた重大な労働災害及び当該重大な労働災害と同様の重大な労働災害が、いずれも当該事業者が労働安全衛生法等の法令に違反して発生させたものである場合

3 特別安全衛生改善計画の作成を指示された事業者は、指示された提出期限までに、計画の対象とする事業場、計画の期間及び実施体制並びに重大な労働災害の再発を防止するための措置等を記載した特別安全衛生改善計画を作成し、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合等の当該計画に係る意見が記載された書類を添付して、厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。

第二 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正

外国登録製造時等検査機関、外国登録性能検査機関、外国登録個別検定機関又は外国登録型式検定機関の事務所に対して行う立入検査に要する費用のうち当該機関が負担すべき旅費相当額の細目について、国家公務員等の旅費に関する法律の規定により支給すべきこととなる旅費の額とすること等を定めること。

### 第三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

### 第四 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十七年六月一日から施行すること。ただし、第一の一及び二並びに第三の一部については、平成二十七年十二月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を設けること。